



廃棄物・資源循環分野の取組

地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会

2026年5月29日

環境省環境再生・資源循環局

5/29 : p.1の2024年度時点の発電効率を修正しました。



廃棄物・資源循環分野の取組

(FU重点項目⑦サーキュラーエコノミーの推進)



現状・背景

- 我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、**国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出**されている。
- 廃棄物分野のGHG排出量は約4000万トン-CO2であり、近年は横ばいで推移。単純焼却や原燃料利用等に伴う排出が約8割を占める。
- 令和3年8月に廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)を公表し、CCUS等の技術の進展等を踏まえた当該分野における脱炭素技術の評価検証や、廃棄物処理システム及び施設整備の方針等の検討を進めている。

進捗・課題

資源循環の取組

- (進捗)
- 各種リサイクル法を施行。2025年11月に**再資源化事業等高度化法を全面施行**。2026年4月に**太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案**を国会提出。
 - 一般廃棄物については、循環利用率向上のため、**一般廃棄物処理システム指針において標準的な分別収集区分**及び適正な循環的利用等を提示。

(課題)

 - 製造業等が求める再生材の質と量を安定して供給できる**再資源化事業の不足**。
 - プラスチックの有効利用率(熱回収含む)は89%に上るものの、リサイクル率は22%に留まり、また、**再生材やバイオマスプラスチックの国内利用量の向上については未だ途上**。

廃棄物焼却施設の取組

- (進捗)
- 2023年6月に“**2050年カーボンニュートラル**”の視点を新たに記載した「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。CNに関係する指標である発電効率は、目標値22%に対し、2024年度時点で19%。
 - 一般廃棄物については、発電を行っている廃棄物焼却施設の割合は増加傾向にあり、**2024年度時点で4割**。

(課題)

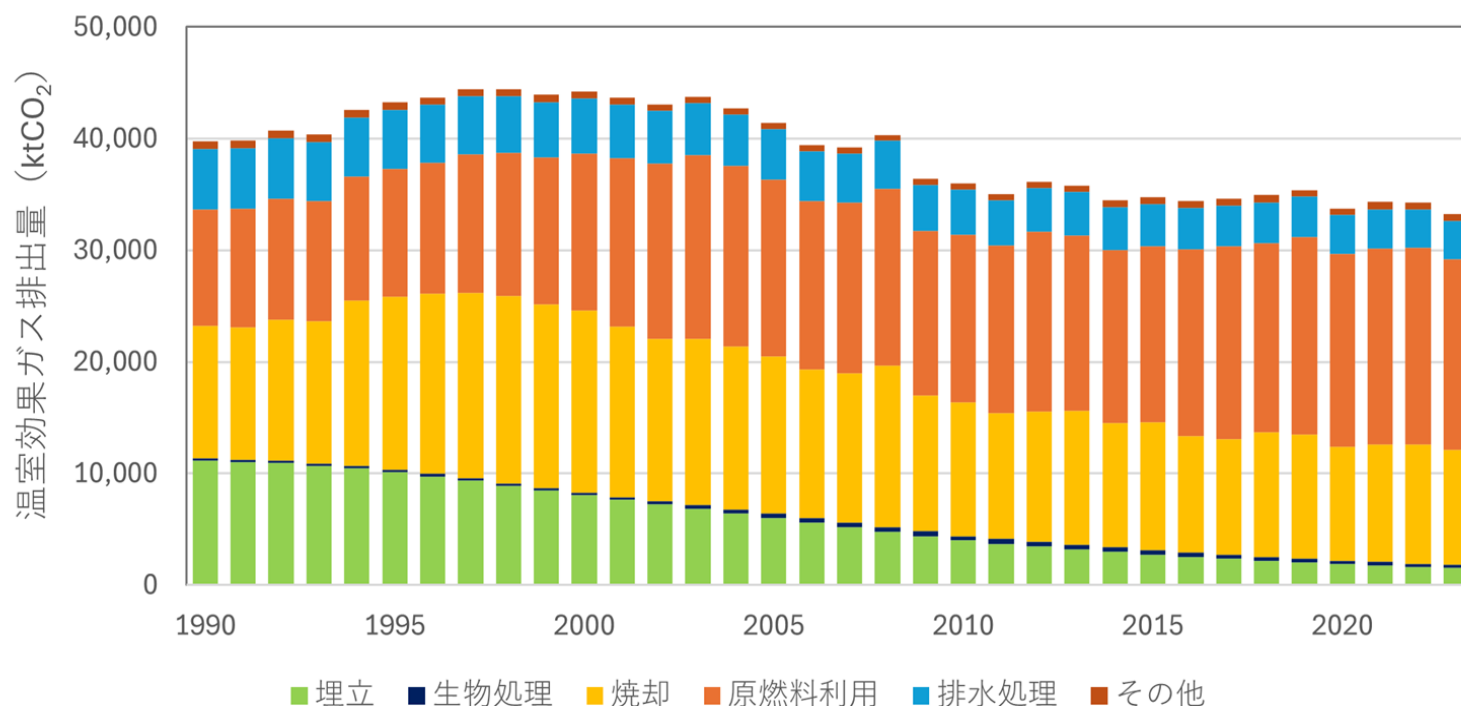
 - 処理能力100トン以上の施設の余熱利用割合が9割に対して、100トン未満の施設は5割程度。今後人口減少により焼却ごみの減少が見込まれる中、**一定規模以上の施設整備につながる広域化集約化が必要**。

施策の方向性

- 我が国資源循環のボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性**の向上を目指す
 - **再資源化事業等高度化法**や他の資源循環施策を通じ、**製造業等の動脈産業と資源循環産業**とが**連携**して実施する高度な再資源化事業等の創出を後押し。
 - **太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案に基づく措置**や予算措置等を通じて、費用低減・体制整備を図り、**太陽光パネルのリサイクルを推進**。
 - メタン発酵や燃料化といった**廃棄物系バイオマス利活用**など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入促進。
 - **プラスチック資源循環促進法**等に基づき、プラスチックのライフサイクル全般でのあらゆる主体による資源循環の取組を促進。
 - 設備導入や技術実証支援、グリーン購入法による政府調達促進等を通じ、**バイオマスプラスチックの利用拡大**を後押し。
-
- 3R + Renewableによる化石燃料由来廃棄物を中心に徹底した**廃棄物排出抑制とリサイクルの促進と焼却量削減**。
 - **焼却処理に伴う熱回収**や、廃棄物系バイオマスの**メタン発酵で得られるメタンの回収**及びこれを用いた発電や燃料としての利用等の推進の徹底を通じた**他分野への貢献促進**。
 - 焼却せざるを得ないごみについては、エネルギー利活用の観点から一定規模以上の施設整備につながる**処理の広域化・施設の集約化**を促進。
 - 廃棄物の焼却により発生する**CO2の回収・有効利用・貯留(CCUS)**等の技術の導入推進。

廃棄物分野のGHG排出量の推移

- 廃棄物分野のGHG排出量は2000年度をピークに、その後は2009年度まで減少傾向が続き、近年は横ばいで推移しており、2023年度の廃棄物分野全体のGHG排出量は約3,320万トンCO₂である。1990年度からは約650万トンCO₂、2013年度からは約260万トンCO₂の減少となっている。
- 2023年度の内訳をみると、「廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴うCO₂・CH₄・N₂O排出」が約2,740万トンCO₂と廃棄物分野全体の約82%を占めており、「排水処理に伴うCH₄・N₂O排出」が約340万トンCO₂（約10%）、「埋立に伴うCH₄排出」が約150万トンCO₂（約5%）と続いている。



廃棄物分野※のGHG排出量の推移

※「2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について」（環境省）におけるGHG排出分野の定義に基づき集計。
https://www.env.go.jp/press/press_04797.html

出典：（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス，日本国の温室効果ガスインベントリ報告書（2025年提出版）をもとに作図
<https://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/index.html#e>

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia) :
約7.3兆円
米国(Waste Management) :
約3.3兆円
日本(DOWA) :
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス :
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック :
焼却・埋立等 約709万トン
(廃プラの約8割)

(注) 数字は年間の値

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

我が国資源循環の主なボトルネック

- 1 公正な競争環境の未整備** 不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。
- 2 原料となる循環資源が集まらない** 循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。
- 3 リユース・リサイクル技術等が未成熟** 製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。
- 4 再生材需要・市場が未形成** 再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。
- 5 資源循環ビジネスの事業性が未確立** 資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

➡ ボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性の向上**を目指す

▶ **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
 ▶ **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

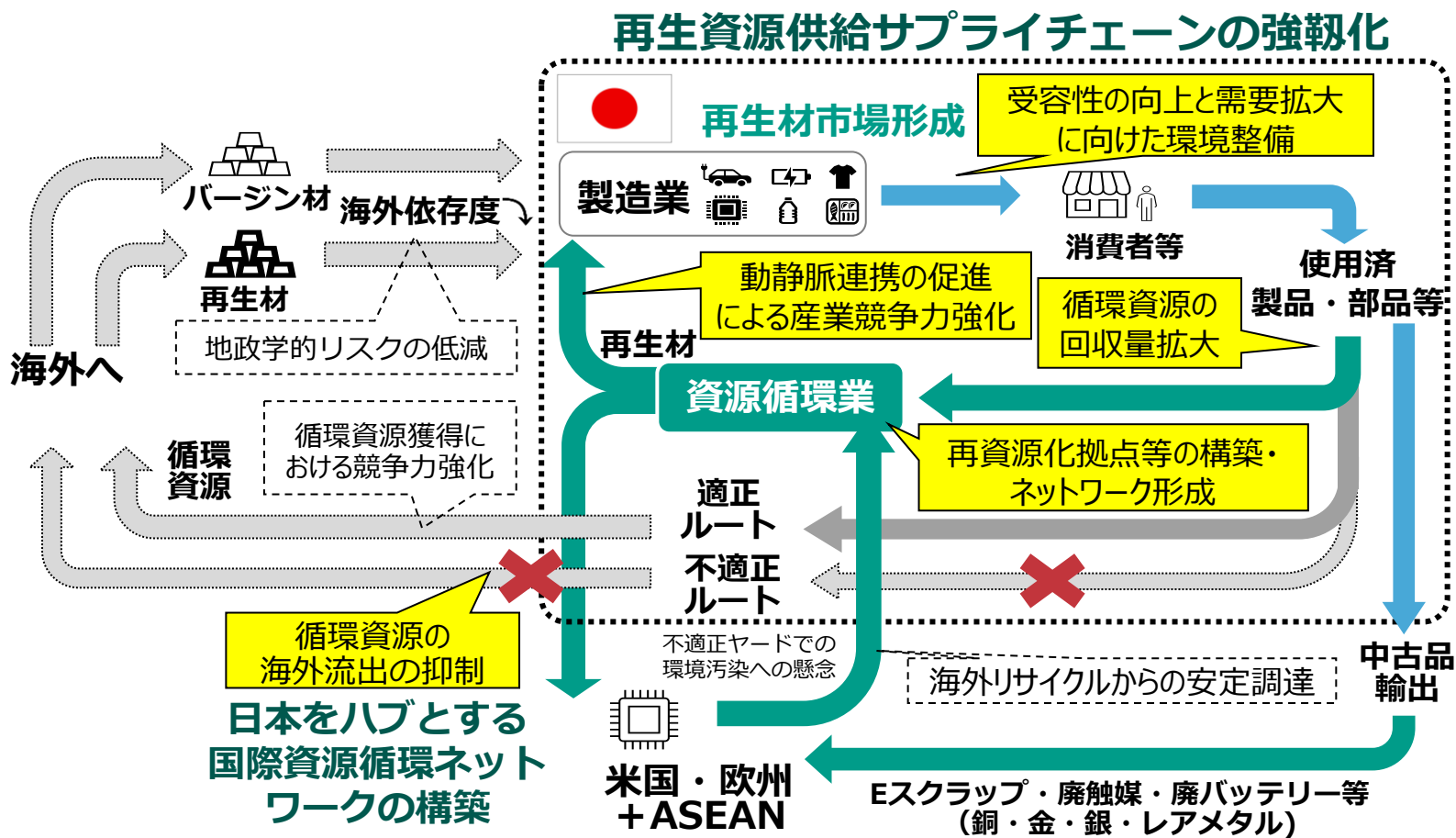
戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

- ✓ 日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本を**ハブ**とする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



「循環経済行動計画」概要

2026年4月21日
循環経済に関する関係閣僚会議決定

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>**

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<マイクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築(予算面、金融面等)
(制度的措置を含む)

- 前処理・保管(備蓄機能を含む)・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
- 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
- 資源循環産業の振興(事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等)
- 太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品(鉄スクラップ、永久磁石等)の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携(製造業と資源循環産業)による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定(3年で100件以上)

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備(容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進)

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施(再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開(産官学コンソーシアム))

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設(廃棄物処理法等改正案)

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策(関係機関(環境・経産・税関等)が連携した水際での対応の一層の強化等)

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせてインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達の推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ(CPs)を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・ECコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案(判断基準の段階的強化)、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・リチウムイオン電池総合対策パッケージに基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築(重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携)

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・パーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化(電子化により、数か月→1か月)

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料(SAF)の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル(GCP)1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ(J4CE)」、「サーキュラーパートナーズ(CPs)」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

メタルリサイクル推進戦略

- ▶資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- ▶その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(マイクロアプローチ)**。

※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものを記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状

<鉄>

- **建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO2を抑えつつ、高品質鋼材を生産可能。**
- **生産時のCO2を抑えた「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。**
- **大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高度選別し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。**
- **不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。**

施策

短期

動静脈企業の連携による
高度な選別・解体実証、
設備投資

不適正スクラップヤード対策
の導入（制度的対応）

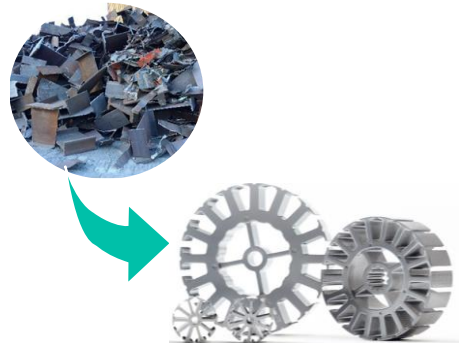
中長期

実証を踏まえた
必要な設備投資

ヤード対策・水際対策
の着実な実施

2030年目指す姿

グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保



現状

<アルミニウム>

- アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。
- 我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO2排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。
- **再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」（板・棒製品）については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。**

施策

短期

再生アルミ原料の選別や
不純物の除去に関する
技術開発、設備投資

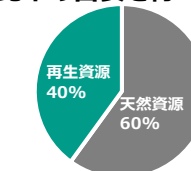
再生アルミ原料を活用した
アルミ製品の製造に係る
技術開発、設備投資

中長期

技術開発等を踏まえた
設備投資、リサイクルに
必要な体制整備

2030年目指す姿

展伸材※の再生アルミ原料
比率の目安を約4割に



※板・棒製品



メタルリサイクル推進戦略

- ▶資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- ▶その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(ミクロアプローチ)**。

※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものを記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状

<銅>

- 電気分解により製造される純度の高い銅地金(電解銅)は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。
- 我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、**e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。**
- 国内からの回収に加え、同志国を中心とした**海外からの調達多角化**が急務。

施策

短期

e-scrap等の処理拡大に関する技術開発

e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発

e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築

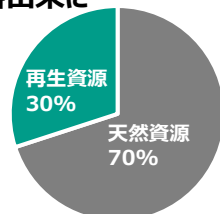
中長期

実証を踏まえた必要な設備投資

同志国からの輸入手続期間を短縮

2030年目指す姿

国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に



現状

<永久磁石>

- 電動車の普及等に伴い、**レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。**
- 我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。
- リサイクルによって**原材料の自給率を高める**ことによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。

施策

短期

使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証

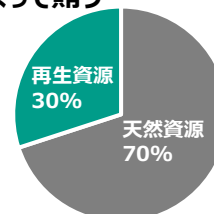
同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築

中長期

技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備

2030年目指す姿

永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う



再生材の質と量の確保（再資源化事業等高度化法の概要）

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- これまでの廃棄物行政は、適正処理に力点を置いた施策が中心。
- 脱炭素化と製造業に求められる質・量の再生材の安定供給に向け、資源循環産業をさらに発展させることを目的とした「再資源化事業等高度化法」を制定。（令和7年11月21日完全施行）

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の**高度化に**
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

3年間で100件以上の事業認定を通じて
脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地域活性化、経済安全保障への貢献

(参考) 【再資源化事業等高度化法】認定制度における定量的評価



□認定要件の一つとして、当該再資源化事業による社会全体のGHG削減効果（再資源化事業のエネルギー消費量、再生材による天然資源投入量削減に伴う効果等を加味）も確認することとしている。

		類型①	類型②	類型③
各類型の認定対象事業		製造する再生材の大部分がその需要者に対して安定して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常 の再資源化の実施方法に比べて特に高いもの	設備の変更等により温室効果ガス排出量が特に削減されるもの
定量的評価	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る 全国平均の処理	当該廃棄物に係る 通常の再資源化技術	事業実施前の設備 又は 通常と同種類の設備
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： < 基準シナリオ 将来： < (基準シナリオ-x)	【要件】 < 基準シナリオ	【要件】 暫定： < (基準シナリオ-a) 将来： < (基準シナリオ-x)
	資源循環効果	【要件】 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$ 暫定： 案件別に慎重に評価 将来： 基準値x'で定量的に評価	【要件】 $\frac{\text{特定の再生材製造量}}{\text{指定する廃棄物の処理量}} (\%)$	【事業目標】 $\frac{\text{再生材等製造量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$

※ 再生材の代替効果を含めた温室効果ガス削減効果

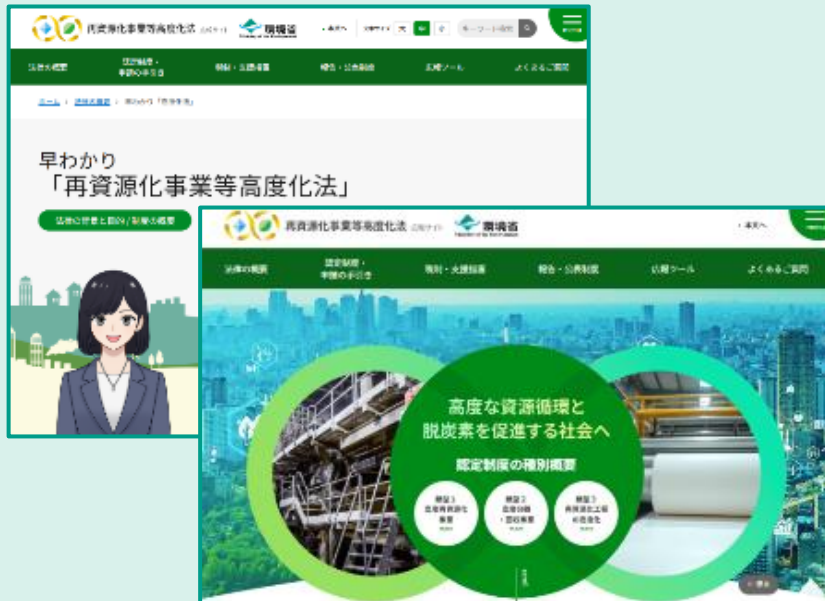
基準値a： 廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'： 参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

(参考) 再資源化事業等高度化法の活用に向けて

- これまで環境省主催の説明会を全国14カ所で実施したほか、各団体等の依頼等を受け全国で45回以上実施。令和8年度以降も、各団体等から依頼に応じて積極的に実施予定。
- 資源循環自治体フォーラム等により、製造業等の動脈産業と資源循環業の静脈連携との創出を後押し。
- 制度の趣旨やポイント、最新ニュースをわかりやすく整理した特設ウェブサイトを開設。
(https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/)
- 認定審査の要件の一つである、温室効果ガス（GHG）削減効果及び資源循環効果の定量的評価について、算定支援を行うとともに、その算定結果をケーススタディとして公開し、さらなる横展開を図る。
(令和8年度は6月以降公募、約30事業の採択を予定)

特設WEBページ



GHG削減効果の算定支援

採択事業の実データや文献値の整理、計算補助など



プラスチック資源循環促進法の取組と進捗

■プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、取組はまだ途上ながら着実に進んでいるところ。

■プラスチック資源循環促進法の主な措置内容とその進捗

設計・製造

【環境配慮設計】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。
- 実績**：文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器、清涼飲料用ペットボトルの4製品分野に関して認定基準が策定され、令和8年4月現在計**42製品**を認定。

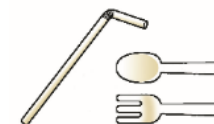


<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 実績**：プラスチック資源循環促進法施行後、特定プラスチックの提供量は**11%減少**※している。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法**ルートを活用した**再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
 - 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 実績**：プラスチック資源循環促進法に基づき製品プラスチックの回収を行う自治体は令和8年4月現在**299**（人口カバー率**31.0%**）。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 実績**：認定を受け自主回収・再資源化を行う事業者は、令和8年4月現在**7**。



<店頭回収等を促進>

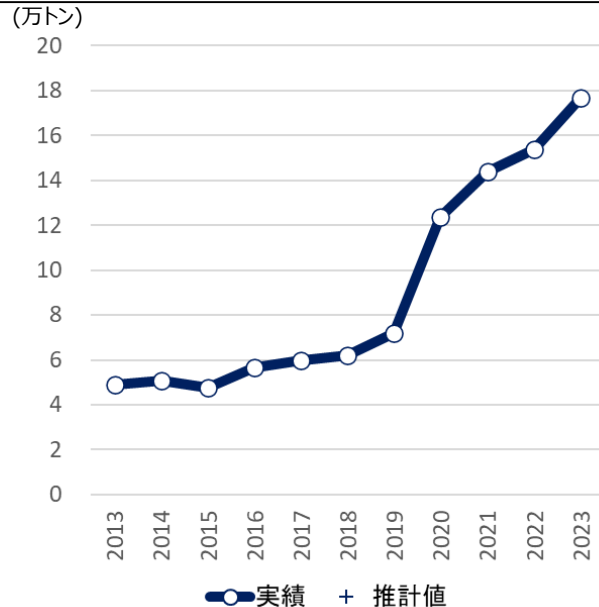
【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
 - 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 実績**：認定を受け再資源化を行う事業者は令和8年4月現在**10**。

バイオマスプラスチック類の普及

■ バイオマスプラスチックは、サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルの同時実現のために、燃やさざるを得ない用途、廃プラの回収・リサイクルの歩留まり分として、再生材を補完する重要な素材。

バイオマスプラスチック使用製品国内出荷量



バイオプラスチック導入ロードマップ^o (2021年)



普及に向けた課題

供給	<ul style="list-style-type: none"> 供給量が少なく、安定調達への不安がある 原料となるバイオマス資源の供給安定性への懸念 サプライチェーンの透明性、安全性、食糧などとの競合への懸念
需要	<ul style="list-style-type: none"> 購買行動につながらず、採用を取りやめる最終製品メーカーも出ている
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学由来の原料と比較して高価 製品価値が消費者に伝わりづらく、価格転嫁が難しい

施策

- ・プラスチック資源循環促進法の基本方針等に基づくバイオマスプラスチックの活用の推進
- ・バイオマスプラスチック等の再生可能資源由来素材の製造設備の導入・技術実証を支援
- ・グリーン購入法に基づく基本方針の中で、様々な物品・役務におけるバイオマスプラスチック使用に関する判断の基準を追加・引き上げ

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案の概要

- 令和8年4月3日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」を閣議決定。
- 本法律案では、太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとしている。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

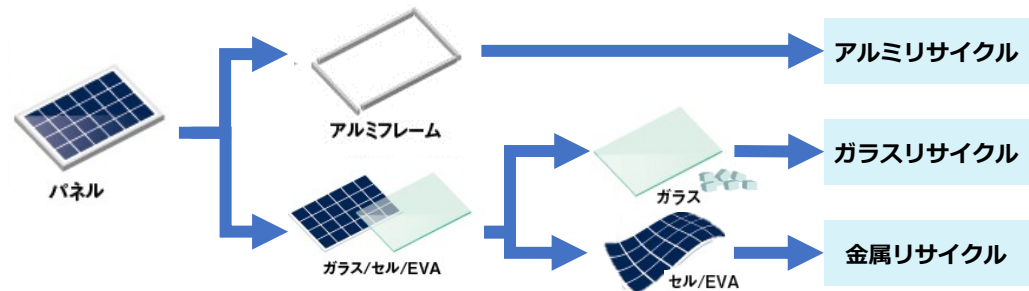
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

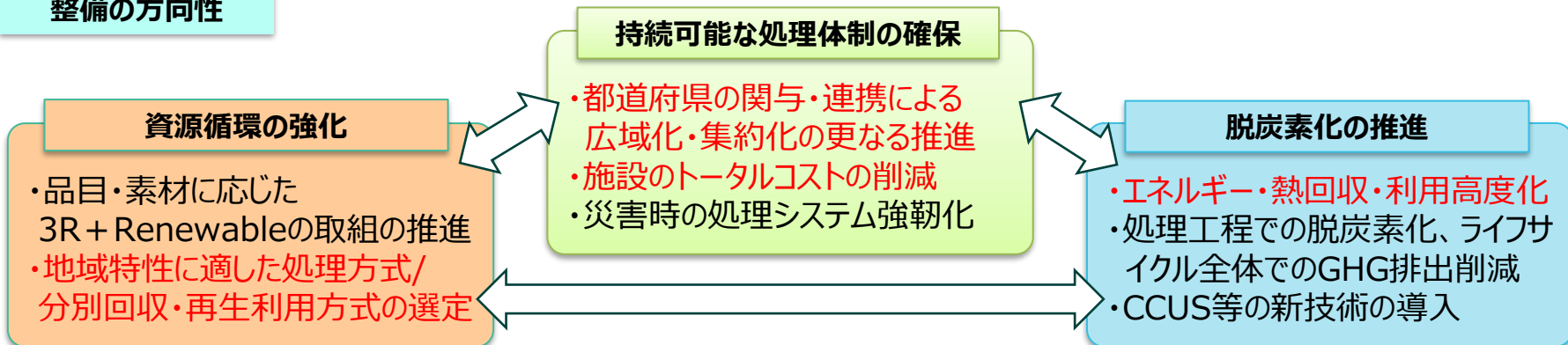
太陽光パネルのリサイクルフロー



一般廃棄物処理施設整備方針について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

整備の方向性



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

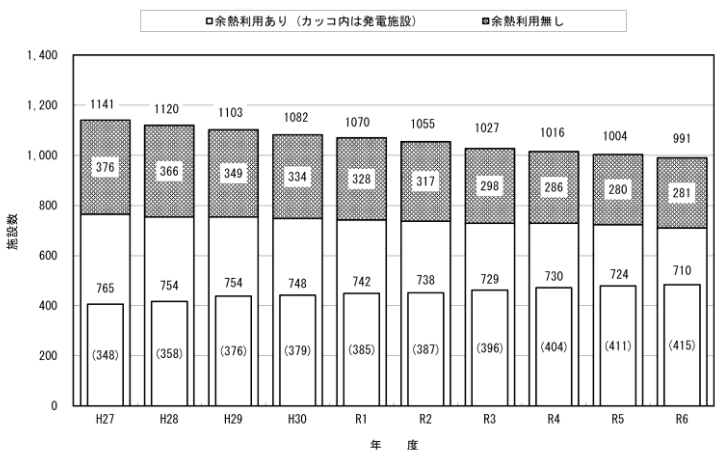
具体的な対応策

- 以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施
- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
 - ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
 - ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
 - ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
 - ・CO2分離回収等の技術開発の推進

一般廃棄物処理施設における廃棄物発電の導入状況について

- 広域化・集約化が進み、ごみ焼却施設数は10年間で減少（1,141→991）しているが、廃棄物発電を行う施設数は増加（348→415）。発電効率についても増加傾向。

ごみ焼却施設の余熱利用の推移

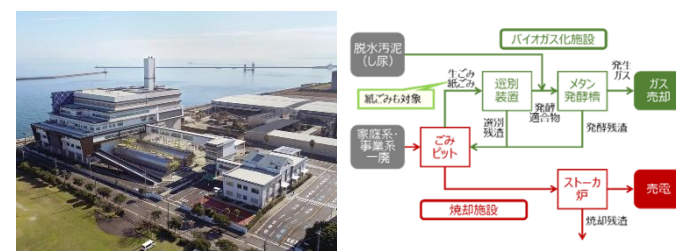


廃棄物発電施設の実施事例

鹿児島市（ハイブリッド型）

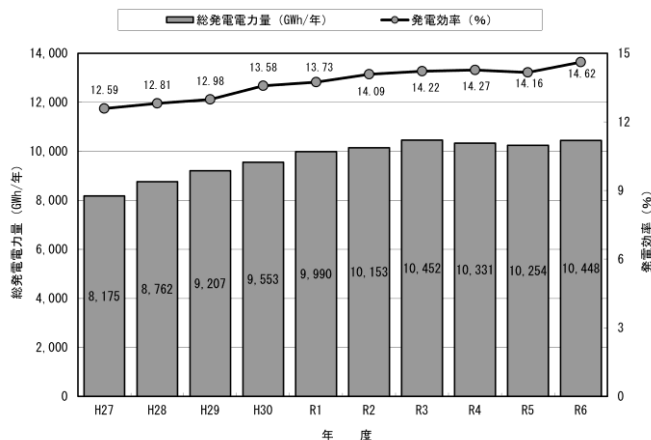
- ◆ 鹿児島市では、バイオガス発生量が多い「乾式メタン発酵」を「焼却発電」と組み合わせたハイブリッド型の処理施設を整備。
- ◆ 発生したバイオガスは、都市ガス事業者に売却しており、これによって、全量焼却やガス発電を併用する場合に比べて、温室効果ガス（二酸化炭素）排出削減効果が大きくなることが試算されている。

南部清掃工場（R4.1供用開始）



出典：https://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/data/manual_r.pdf を一部改変

総発電電力量と発電効率



熊本市（地域エネルギー供給）

- ◆ 熊本市の西部・東部環境工場の発電を一体化、地域の公共施設に供給。
- ◆ 近隣の防災拠点には自営線を敷設し電力供給し、防災機能の充実化を実現。需要側での蓄電池制御+マネジメントシステムによる全体制御。電力供給先のCO2排出量8割以上減、再エネ利用率=地産地消率は95%に。
- ◆ 近隣の農業施設等への熱供給を実施。



出典：令和7年度一般廃棄物処理事業実態調査

廃棄物処理における取組 一般廃棄物処理施設からのエネルギー利活用

■ 廃棄物エネルギーの有効利用等を推進する観点から、環境省として様々な観点からモデル事業等を実施し、地方公共団体等の地球温暖化対策を支援。

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

<令和8年度予算 24,890百万円>

【実施期間：平成27年度～】

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
さらに、廃棄物処理施設等の未利用熱を安定的に輸送し、需要側において蒸気として利用可能な蓄熱輸送技術に関する実証事業を行い、地域資源循環の高度化を図る。

<過去に実施した事業>

脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

<令和7年度予算 396百万円>

省CO₂に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業

<令和2年度予算 300百万円>

廃棄物処理システム全体（収集運搬・中間処理・最終処分）の脱炭素化・省CO₂対策を促進する。さらに、廃棄物処理施設等からの余熱や発電電力を有効利用し、地域における脱炭素化を図る。

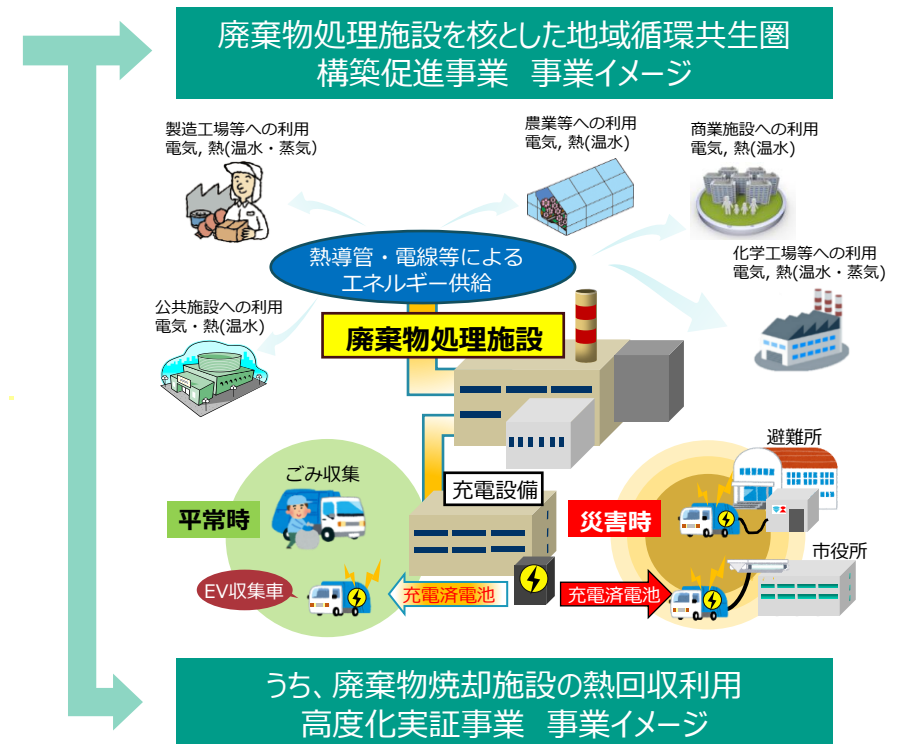
中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業

<令和2年度予算 650百万円>

中小規模廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携して、先導的廃棄物処理システム化等を評価・検証する。

廃棄物発電の高度化支援事業 <平成29年度予算 210百万円>

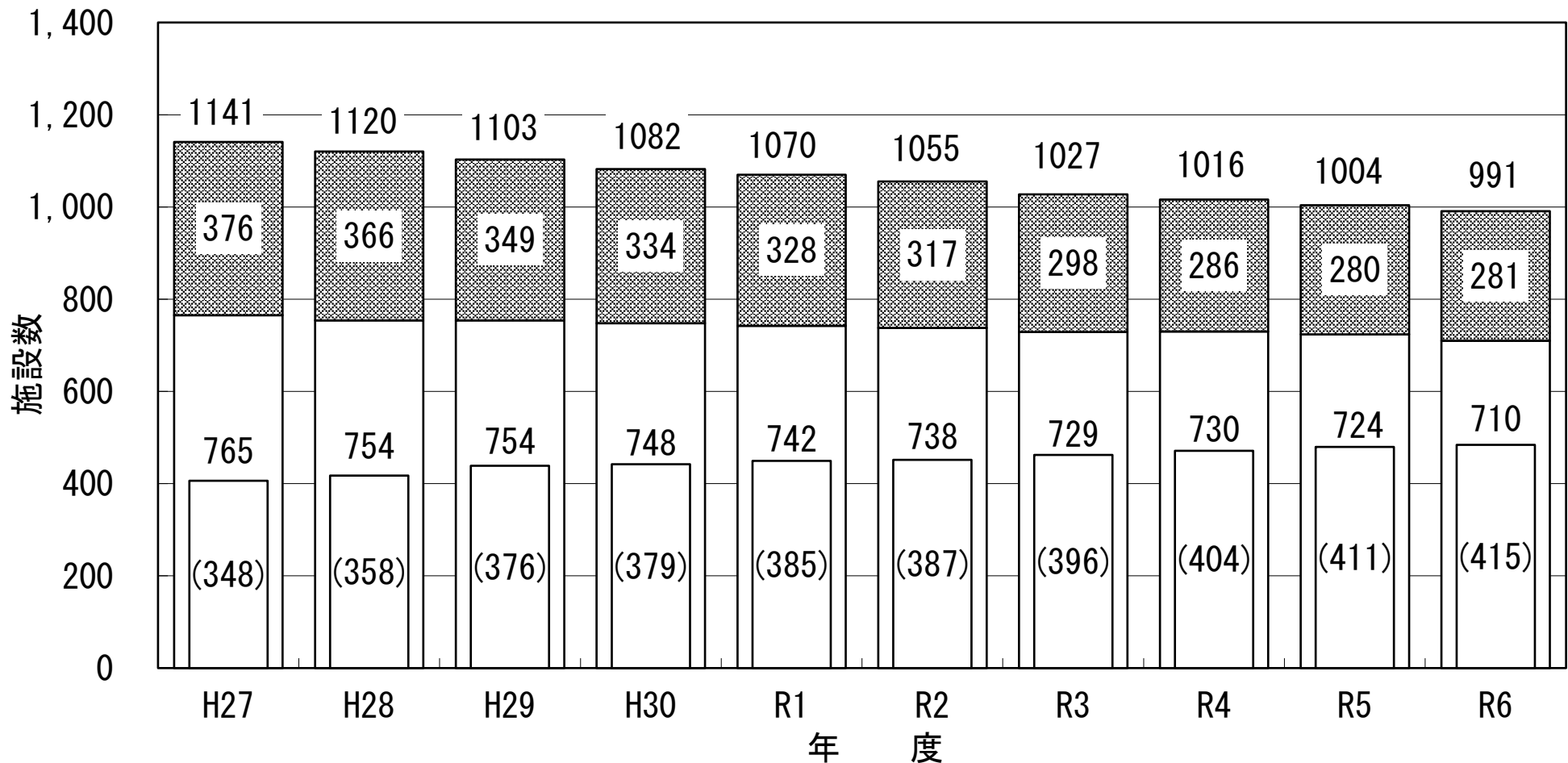
廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による電力需給を安定化するスキームについての実現可能性調査。
市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階でエネルギー利活用のあり方と一体的に検討を行うことを促す枠組みの検討。



ごみ焼却施設数及び余熱利用施設数の推移

- エネルギーを利活用していない焼却施設は年々減少してきており、R6年度時点では、全体の4割の焼却施設が発電を行っている。
- そのほか生ごみを中心として処理し、発電目的としてメタン等を生成する設備も全国に数十か所あり。

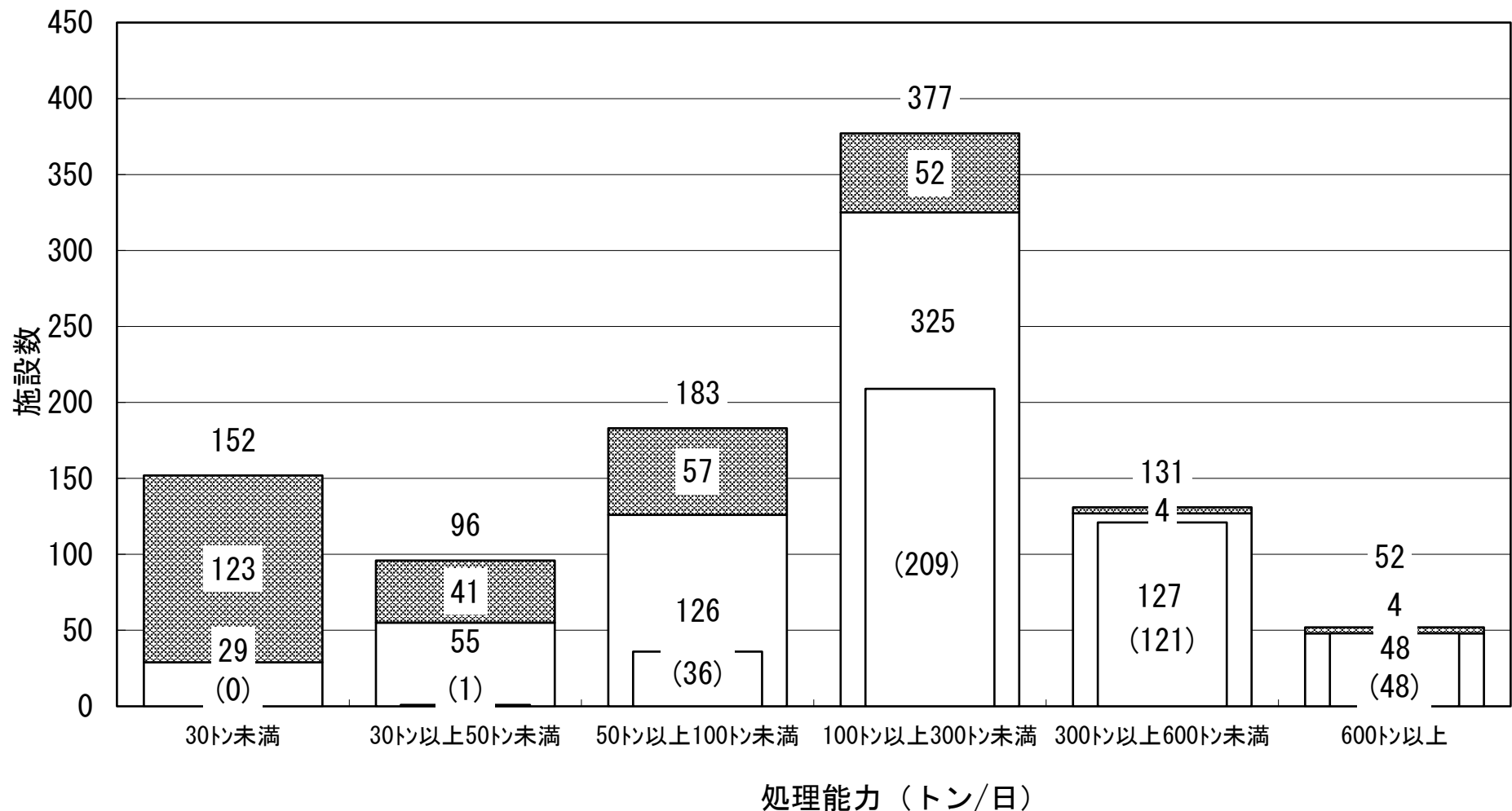
□ 余熱利用あり（カッコ内は発電施設） ■ 余熱利用無し



ごみ焼却施設の処理能力別の余熱利用状況（令和6年度実績）

- 発電施設は100トン/日以上が多く、小規模施設は発電効率の点から、余熱利用は限定的。
- 人口減少等により焼却量の減少が見込まれる中、処理施設の集約化を推進している。

□ 余熱利用あり（カッコ内は発電施設） ■ 余熱利用無し



廃棄物・資源循環分野における2050年CN実行計画案の検討事項



- 循環経済工程表（令和4年9月）及び第五次循環基本計画（令和6年8月）において、カーボンニュートラル実行計画を策定することを位置づけ。
- 2050年に向けた一般廃棄物処理施設の在り方を含め、一般廃棄物処理について以下の項目で先行検討する。

計画（案）の目的

- 一般廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルを資源循環の強化も含めて実現するためには、焼却施設の在り方の検討が急務。一般的に焼却施設は20年以上運転するところ、2030年時点で設置される施設が2050年のCNを担うため、早期に一般廃棄物焼却施設整備の在り方も含めた具体的な方針を提示する必要がある。
- このため、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」を基に、その後の各種動向変化も踏まえて、一般廃棄物の処理システム及び施設整備の方針（＝グランドデザイン）と必要となる対策・施策を示す。

対象とする廃棄物

- 一般廃棄物を中心とし、処理過程から廃棄物由来の温室効果ガスが排出されない廃棄物（例：金属）も含める。
- 一般廃棄物の境界を超える部分については、資源循環関連産業との関係を考慮しつつ、一般廃棄物への影響が大きいものを考慮する。

対象期間

- 現在～2050年 ※2030年など途中の年の数値等も示す。

計画への反映

- 令和9年度策定予定の次期廃棄物処理施設整備計画等に反映させる。